

山梨県公報

第二千七百五十三号

平成二十九年

十二月十四日

木曜日

目次

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………	七六七
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	七六七
○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正……………	七六七
○振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………	七六八
○道路区域変更……………	七六八
○道路の供用開始(二件)……………	七六八
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	七六八
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	七六九
○家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催……………	七六九
○換地処分の実施……………	七六九
公安委員会	
○技能検定員等審査の実施……………	七六九

告 示

山梨県告示第三百七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一及び二千四十一番四の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三百七十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第三百八十号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

(次の図)は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

(経過措置)

この告示の施行の際限に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含む)であつて、この告示による改正後の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値未満となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。